

令和5年 生駒市農業委員会臨時会会議録

会議主管課 農業委員会  
会議開催日時 令和5年7月21日(金)午前10時00分  
会議開催場所 市役所 401・402会議室  
出席者 会長 10番 中井 啓二  
農業委員会委員  
1番 山角 ひろ子 2番 奥野 通孝  
3番 田中 良治 4番 稲葉 健三  
5番 今井 正徳 6番 岩前 利典  
7番 松尾 克巳 8番 岡田 啓秀  
9番 有山 富士美  
農地利用最適化推進委員  
辻 英雄 影林 則昭  
池田 典夫 池谷 初英  
前田 隆男 棚田 秀治  
谷野 諭  
欠席者 稲葉 健三  
招集者 市長 小紫 雅史  
説明者 事務局 部長 領家 誠 次長 岡村 匡祐  
局長 植島 秀史 局長補佐 吉岡 浩  
係長 有山 清隆 主査 田所 智  
傍聴者 なし

---

議事次第

審議事項

- 議案第1号 議席の決定について
- 議案第2号 会長の選出について
- 議案第3号 副会長の定数について
- 議案第4号 副会長の選出について
- 議案第5号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第6号 議事録署名について

議案第7号 農業委員会の運営について

その他

○補佐 開会宣言

出席者数による会議の成立を確認

本日の会議は、第24期農業委員の任期満了後、最初に行われる会議であるため、『農業委員会等に関する法律』第27条第1項但し書きの規定により、市長が招集した。また同法律第32条の規定により公開する旨を宣言

傍聴人なし

市長に辞令交付を依頼

○市長 [農業委員会委員10名に辞令交付]

○補佐 市長に挨拶を依頼

○市長 [挨拶]

○補佐 農業委員会委員の紹介

担当部長及び次長の紹介

農業委員会事務局員の紹介

[市長退席、部長、次長退席]

○補佐 会長決定までの仮議長の選出を依頼

[「事務局に一任」の声あり]

○補佐 会長決定まで、農業委員会事務局長が仮議長として議事の進行役を務める。

局長に仮議長役を依頼

○仮議長 (局長)

議案第1号「議席の決定について」を説明

議席については、「生駒市農業委員会会議規則」第6条第1項の規定により、「抽選で決める。」とあり、抽選で決定する。抽選の方法については、事務局から説明させていただく。

○補佐 議席について、抽選箱から1から10までの数字が書かれた抽選棒を一本ずつ各委員が引くことで決定したいと思う。

○仮議長 (局長)

意見・質問について出席委員へ確認

[「異議なし」の声あり]

[抽選棒による議席番号決定]

○仮議長 (局長)

各委員の議席について、発表

○仮議長（局長）

議案第2号「会長の選出について」を説明

会長の選出については、『生駒市農業委員会の会長等の互選に関する規程』により、互選会の中で互選することになっている。この互選会は、同規程第5条の規定により、互選資格者の3分の2以上の者の出席により成立し、その議事は、その過半数で決定すると規定されている。本日の会議は、10名の中9名の出席があり、互選会は要件を満たしている。また、互選に関する事務を管理するため、互選会の承認を得て、互選管理人1人を定めなければならないとされており、この管理人については、職員をもって充てることができるかとされている。

只今の互選管理人について、有山主幹を指名してよろしいか。

〔「異議なし」の声あり〕

○仮議長（局長）

「異議なし」という声をいただいたので、互選管理人は有山主幹に決定する。

議案第2号「会長の選出について」は、『農業委員会等に関する法律』第5条第2項の規定により、「会長は、委員が互選した者をもって充てる。」とある。互選方法についての意見を確認

〔「事務局に一任」の声あり〕

○仮議長（局長）

互選の方法については、『生駒市農業委員会の会長等の互選に関する規程』によれば、単記無記名の投票で行う場合と、指名推薦により行う場合があり、指名推薦の場合は、互選資格者全員の同意が必要となっている。

今回は指名推薦で決めたいと思うが、よろしいか。

〔「異議なし」の声あり〕

○仮議長（局長）

まずは指名推薦により決めていただきたいと思います。どなたか推薦する意見はないか  
確認

○委員 6年間委員をされていて、前回は副委員長をされていた中井委員を推薦する。

○仮議長（局長）

中井委員を推薦するというご意見をいただいたが、出席委員へ確認

〔「異議なし」の声あり〕

○仮議長（局長）

全員の賛成をいただいたので、「生駒市農業委員会の会長等の互選に関する規程」第11条第2項の規定により、中井委員を生駒市農業委員会会長に決定させていただく。

○仮議長（局長）

会長に挨拶を依頼

○会長〔挨拶〕

○仮議長（局長）

農業委員会の会議における議長については、『生駒市農業委員会規則』第7条の規定により、「会議の議長は、会長があたる。」とあるため、会長に議事進行を依頼

○議長（会長）

議案第3号「副会長の定数について」だが、「生駒市農業委員会規則」第5条第1項によると、「委員会に若干名の副会長を置く。」と規定されており、その定数を決めたいと思う。どのように決めたらいいのか、意見をいただきたい。

○委員 北から1名、中・南から1名の2名体制ではどうか。

○議長（会長）

副会長の定数は、2名ということではよろしいか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（会長）

「異議なし」という声をいただいたので、副会長の定数は、2名に決定させていただく。

○議長（会長）

議案第4号「副会長の選出について」だが、農業委員会規則第5条第2項の規定では、「副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。」とあるため、職務代理の選出についても諮りたいと思う。どのように決めたらいいのか、意見をいただきたい。

○委員 会長からの推薦がよいと思う。

○議長（会長）

「会長からの推薦」という声をいただいたので、私から推薦させていただく。

副会長には、稲葉委員と今井委員を推薦させていただくとともに、稲葉委員には、職務代理もお願いしたいと思う。本日、稲葉委員は欠席のため後日事務局から連絡をお願いしたい。

○議長（会長）

副会長に挨拶を依頼

○副会長 〔挨拶〕

○議長（会長）

会長・副会長決定につき、互選管理人の職をとき、互選会終了を宣言

議案第5号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」の説明を事務局に依頼

○補佐 生駒市農地利用最適化推進委員の委嘱について説明

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項の規定により、生駒市農地利用最適化推進委員に下記の者を委嘱したいので、承認を求める。

〔農地利用最適化推進委員の候補者7名について住所、氏名、生年月日を読み上げ。〕

審議をお願いしたい。

○議長（会長）

意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長（会長）

異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（会長）

議案第5号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」の承認を宣言

農地利用最適化推進委員に決定した7人の委員について委嘱状を交付したい。事務局からの連絡を依頼

○議長（会長）

議案第6号「議事録署名について」の説明を事務局に依頼

○補佐 議事録署名について説明

『農業委員会等に関する法律』第33条の規定により議事録を作成し、公表することになっており、前期までは会長を除く農業委員の中から3名に議事録の署名をお願いしていたが、議事録作成義務が会長にあることから今後は会長及び、会長が指名した農業委員2名の合計3名をお願いしたいと考えている。議事録については事務局で案を作成し議事録の署名をしていただく委員に郵送するので、議事録の確認いただき、問題がなければ定例会の始まる前に署名捺印をお願いしたい。

○議長（会長）

意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長（会長）

異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（会長）

議案第6号「議事録署名について」の承認を宣言

議事録署名については、事務局の説明どおり、議長である私と、座席の順番に2名の委員を議事録署名委員として指名したいと思う。本日の議事録からとなるため、1番 山角委員、2番 奥野委員をお願いしたい。

議事録（案）は、事務局が委員会終了後、作成し、担当の議事録署名委員のところへ郵送で送るのでお手元に届きましたら、内容を確認いただき、疑義等ありましたら、事務局まで連絡をお願いします。

8月の定例会の開始前に、議事録に署名捺印をお願いしているので、議事録署名委員の方は、認印を必ずご持参していただきたい。

〔休憩〕

〔再開〕

- 補佐 再開を宣言  
午前中の当臨時会において委嘱が決定した生駒市農地利用最適化推進委員に対し、委嘱状を交付する。  
会長に辞令交付を依頼
- 会長 〔農地利用最適化推進委員 7名に辞令を交付〕
- 補佐 農業委員会委員の紹介  
農地利用最適化推進委員の紹介  
担当部長及び次長の紹介  
農業委員会事務局員の紹介
- 補佐 部長に挨拶を依頼
- 部長 〔挨拶〕  
〔部長、次長退席〕
- 補佐 生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中井会長に議長として議事進行を依頼
- 議長（会長）  
議案の第1号から第6号までは、午前中の当委員会でご審議をいただいているため、議案第7号「農業委員会の運営について」の説明を事務局に依頼  
〔議案読み上げ〕
- 補佐 農業委員会の運営について説明
- ① 今後の予定について
  - ② 農地利用最適化推進委員の当委員会への出席について
  - ③ 「地域計画策定」のための集落座談会の開催について
  - ④ 委員会前の現地調査の方法について
  - ⑤ 農地パトロールについて
- 主幹 ⑥ 利用状況調査について
- 主査 ⑦ 報酬について

以上、審議をお願いしたい。

- 議長（会長）  
意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 利用状況調査はどこに集合するのか。
- 主幹 両委員で話し合って決めてもらう。
- 委員 実績報告書を書く場合に、利用状況調査の時は420分と記入と書いてあるが利用状況調査は日額報酬という対応になるのではないのか。前は開始時間のみ記入して、時間などは記入していなかった。

- 主査 利用状況調査は日額報酬になるため開始時間のみの記入でお願いしたい。
- 補佐 どのように記載したらいいのかわからない場合は必ず事務局に確認していただきたい。報酬は公金から支払われることになっているため、場合によっては監査が入ったり、情報公開の対象になることもある。
- 委員 利用状況調査は4か月間で2日ほどあるとのことだが、2日でまわり切れない場合に予備の日に各委員が話し合っただけでやることを決めるのか。それとも事務局が決めるのか。
- 主幹 一応この予備というのは雨で行けなかった場合の予備日である。基本的にできる範囲でまわる。
- 議長（会長）  
議案第7号「農業委員会の運営について」の承認を宣言
- 議長（会長）  
「その他」に関する意見・質問について出席委員へ確認  
〔「なし」の声あり〕
- 議長（会長） 閉会宣言

午後2時58分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和5年生駒市農業委員会臨時会の議事録を作成し、ここに署名する。

会 長                    10番

---

農業委員                1番

---

農業委員                2番

---